

# 労基法解体を阻止し長時間労働 根絶をめざしてたたかう決議

厚生労働省は今年1月、「労働基準関係法制研究会報告書」を公表した。一部評価できる内容はあるが、低賃金・長時間労働など劣悪な労働環境の改善要求には答えず、財界が要求する法規制の適用除外（デロゲーション）を容易にすることで労働基準法を骨抜き・解体するものとなっている。

労使が合意すれば法の適用を受けないという考え方は、「勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とした憲法27条の趣旨を逸脱したものであり、労働基準法第1条（労働条件の原則）の2項に定める「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を下げてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」に反するもので、断固反対である。

この労使合意を容易にするために、過半数代表制度の整備、労働組合の活性化が記載されているが、少数組合無視、経営の組合活動介入が危惧され、多くの不当労働行為や組合差別が横行している現実を見ていない。

デロゲーションが広く認められれば、1日8時間労働や時間外・休日労働時間の上限規制等が絵に書いた餅となり、長時間労働が蔓延する恐れがある。労働時間規制には①労働者の健康保護、②家族的、社会的、文化的生活の保障、③雇用の創出（仕事を分かち合う）という3つの目的があり、いずれが欠けても人間らしい生活を維持していくことは困難である。

私たちはこの労基法解体の動きを阻止し、長時間労働を根絶するために、すべての労働者と団結してたたかうことを決議する。

2025年1月26日

全国金融労働組合連合会第19回中央委員会